

# 「かさまつ夏フェス（仮称）」イベント委託業務 仕様書

## 1. 委託業務名

かさまつ夏フェス（仮称）企画運営業務

## 2. 委託期間

契約日から令和7年8月25日まで

## 3. 業務場所

笠松みなと公園（岐阜県羽島郡笠松町港町）

## 4. 業務委託概要

(1) 日時：令和7年8月15日（金） 雨天延期16日（土）

午後4時頃から午後9時頃まで会場：笠松みなと公園敷地内

(2) 主催：かさまつまちづくりイベント実行委員会

(3) 趣旨

- ・例年開催されていた「笠松川まつり」に代わる笠松町の新しい夏の風物詩として定着するシンボリックなイベントにすること。
- ・地域の魅力を反映し、その魅力を再発見できるようなイベントにすること。
- ・名鉄等の利用者をはじめ広く集客性のあるイベントとすること。  
（想定来場者数2万人以上）

(4) 業務内容

イベントの企画・調整、運営・設営および開催後の撤収等、本イベント運営の全般に関すること

※受託にあたっては、受託者が提案したイベント企画内容を実現すること。

ただし、主催者と協議して双方が同意した場合はこの限りでは無い。

- ・ステージ、出店（飲食、物販、ワークショップ等）、その他趣旨に沿った参加型の企画、運営、募集、設営、広報（チラシ作成も含む）などを行うこと。
- ・イベントが円滑かつ安全に運営されるように全体の調整を行うこと。
- ・イベント企画にあたっては、下記の項目を踏まえること。

ア ステージイベントについて

- ・ステージは1箇所以上設置すること。
- ・出演者から参加費を徴収する場合は事前に主催者と協議すること。
- ・進行にあたりタイムスケジュール、進行台本を作成し適任者を選定し、主催者と協議のうえ決定し実施すること。
- ・出演者に応じた控えスペースを用意すること。

イ 出店について

- ・ 出店者は公園内に配置すること。
- ・ 出店者の募集、管理、連絡調整は受託者が行うこと。
- ・ 出店料は事前に協議のうえ決定し、徴収、管理は受託者が管理すること。
- ・ 出店内容は本企画の主旨に沿った内容にすること。

ウ 会場の設営、管理、撤去について

- ・ 会場設営・撤去の方法に関しては主催者と協議のうえ決定すること。
- ・ 会場設営・撤去（設営前の状態に復旧）は受託者が行うとともに、参加者が安全かつ快適に参加できるように維持管理を適切に行うこと。
- ・ 会場設営には、企画の実施に必要なテント、テーブル、椅子を含む資機材や消耗品、回線等の準備物、スタッフ費用、感染対策などに必要となる物品を含む。
- ・ 会場設営・撤去及びイベント中に必要となる電源の確保は、受託者にて行うこと。（会場からの電源確保は不可）
- ・ 会場の設営・撤去に伴って出たごみは適切に処理すること。

エ 会場内警備、会場運営スタッフ配置について

- ・ イベント会場の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備、巡回、来場者の案内・誘導（会場への入退場含む）、清掃、感染症対策等を行うため、各所に適正な人員を配置すること。
- ・ 配置にあたっては、業務委託全体の総括者のほか、業務毎の総括担当者、警備員（警備業法に定めるもの）、ボランティアスタッフなど業務特性に応じた運営スタッフを配置すること。
- ・ その他の詳細に関しては主催者と協議して実施すること。

オ 主催者による準備物について

イベント開催にあたり利用する以下のものについて、主催者側で準備する。

- ・ イベント駐車場の確保・運営および運営に必要な警備員
- ・ イベント会場と各必要拠点間を走るシャトルバス
- ・ イベント会場内ゴミ箱管理及びゴミの処理
- ・ イベント会場内の看護スタッフ

カ その他

- ・ 委託者と調整し、必要に応じて関係機関への届出、許可申請を行うこと。
- ・ 主催者によりイベント中の花火打ち上げを実施する場合があるため、実施することになった場合は、主催者と協議のうえステージイベント等との調整を図ること。（実施可否は令和7年6月末までに決定）
- ・ 受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術、アイデア等があるときは、積極的に提案すること。

(5) 業務委託料の支払い

委託料は業務完了後、請求書を受領した日から30日以内に一括にて支払うものとする。

(6) 秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、また第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(7) 再委託等の制限

受託者は、受託者が行う業務の全て、あるいは大部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(8) その他

- ・本仕様書は、受託者に求める本業務達成に必要と想定される内容を示したものである。したがって、本仕様書に記載されていない事項で本業務達成に必要と認める内容については、受託者の業務として実施すること。
- ・事業実施にあたっては、関係法令等を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは、受託者の責任において行うものとする。
- ・本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。
- ・本事業の経理を明確にするために、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・本仕様書に、費用負担について特に負担する旨の記載がない場合には、本業務に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。なお、提案された事項に関する経費についても、特に定めがある場合を除きすべて本契約額に含まれるものとする。
- ・本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、主催者と受託者が協議して定めるものとする。